

議案第6号

鳥栖市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について

上記の議案を提出する

令和2年2月19日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

(提案理由)

鳥栖市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針を定めるため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第1号の規定によりこの案を提出する。

鳥栖市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（案）

令和2年2月19日

鳥栖市教育委員会

1 趣旨

近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育のさらなる充実が求められている。このような中、教育職員の長時間労働の看過できない実態が明らかになっており、本市でも、特に中学校では、令和元年4月から12月までの時間外勤務の月平均時間が52.3時間と長時間化している状況が見られる。

そのような中、文部科学省では、中央教育審議会における「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の審議を踏まえ、平成31年1月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「上限ガイドライン」という。）を策定し、服務監督権者である各教育委員会に対し、上限ガイドラインを参考に所管内の公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めている。

については、鳥栖市教育委員会では、上限ガイドライン、佐賀県の「県立学校の教育職員の勤務時間の条件に関する方針」を踏まえ「鳥栖市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、鳥栖市立小中学校における教育職員の勤務時間の把握を行い、業務改善や環境整備を推進していく。

2 方針の対象者

対象は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち鳥栖市立小中学校に勤務する教育職員とする。

3 勤務時間の上限の目安時間

(1) 本方針において対象となる「勤務時間」の考え方

勤務時間外において、いわゆる「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態を踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、本方針においては、在校時間等、外形的に把握することができる時間を対象とする。

具体的には、教育職員が校内にいる在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告により除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。

これらを総称して「在校等時間」とし、本方針において対象となる「勤務時間」とする。

(2) 上限の目安時間

① 1か月の在校等時間の総時間から「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）」（以下「条例」という。）で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

② 1年間の在校等時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合の上限の目安時間については、特例として次のとおりとする。

① 1年間の在校等時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。

この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

② 1か月の在校等時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、80時間を超えないようにすること。

4 在校等時間の把握等

校長は、在校等時間(校外での勤務を含む)について、できる限り客観的な方法により計測し把握すること。

また、市教育委員会は、各学校の在校等時間の実態の把握を行う。

5 その他

- ・ 3(2)及び(3)に掲げる上限の目安時間を超えた場合、校長は事後的に検証を行う。
- ・ 本方針は、上限の目安時間まで教育職員が勤務することを推奨するものではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、市教育委員会及び校長は、本方針の趣旨に沿うよう、計画的に長時間勤務の削減を図っていく。
- ・ 校長は、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に対しては産業医等による面接指導等必要な措置を講ずる。